(福祉行政報告例
統計法に基づく 一般統計調査

# 第14 身体障害者手帳交付台帳登載数

政府統計 統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

都道府県 指定都市 名 中 核 市

平成

年度分報告

### 1 4 0 (身体障害者福祉法) 都道府県·指定都市·中核市

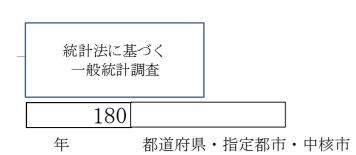
		総 数 (年度末現在) (1)	新規交付 (年度中) (2)	1 級 (年度末現在) (3)	新規交付 (年度中) (4)	2 級 (年度末現在) (5)	新規交付 (年度中) (6)	3 級 (年度末現在) (7)	新規交付 (年度中) (8)	4 級 (年度末現在) (9)	新規交付 (年度中) (10)	5 級 (年度末現在) (11)	新規交付 (年度中) (12)	6 級 (年度末現在) (13)	新規交付 (年度中) (14)
	18歳未満 (01)														
視 覚 障 害	18歳以上 (02)														
(再掲)糖尿病を	18歳未満 (03)														
主原因とするもの	18歳以上 (04)														
	18歳未満 (05)														
聴覚・平衡機能障害	18歳以上 (06)														
	18歳未満 (07)														
聴覚	18歳以上 (08)														
	18歳未満 (09)														
平衡機能	18歳以上 (10)														
音声・言語・そしゃく	18歳未満 (11)														
機能障害	18歳以上 (12)														
	18歳未満 (13)														
肢 体 不 自 由	18歳以上 (14)														
	18歳未満 (15)														
上    肢	18歳以上 (16)														
	18歳未満 (17)														
下    肢	18歳以上 (18)														
	18歳未満 (19)														
体幹	18歳以上 (20)														
VET 주니 사사 사사 다구	18歳未満 (21)														
運動機能障害	18歳以上 (22)														
上肢機能	18歳未満 (23)														
工 双 7 双 形	18歳以上 (24)														
移動機能	18歳未満 (25)														
19 39 100 100	18歳以上 (26)														
内 部 障 害	18歳未満 (27)														
1.4 HV 17	18歳以上 (28)														
心臓機能障害	18歳未満 (29)														
	18歳以上 (30)														
じん臓機能障害	18歳未満 (31)														
	18歳以上 (32)														
呼吸器機能障害	18歳未満 (33)														
	18歳以上 (34)														
ぼうこう・	18歳未満 (35)														
直腸機能障害	18歳以上 (36)														
小腸機能障害	18歳未満 (37)														
	18歳以上 (38)														
免疫機能障害	18歳未満 (39)														
	18歳以上 (40)														
肝臟機能障害	18歳未満 (41)														
	18歳以上 (42)														
計	18歳未満 (43)														
	18歳以上 (44)														

### 第17 身体障害者更生相談所における処理

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・身体障害者福祉法)

都道府県 指定都市 名 平成 年度分報告

	取 扱	相 談 内 容						判 定 内 容				判定書等交付件数								
	実人員	自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体障害者 長	職業	施設	生 活	その他	計	医学的 判 定	心理学的 判 定	職能的 定	その他の 判 定	計	自立支援医療 (更生医療)	補装具	身体障害者 手 帳	障害支援 区 分	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
来所(01)																				
巡回(02)																				 



# 第18 身体障害者・児の補装具費の支給(購入・修理)

政府統計 統計法に基づく国の一般統計調査です。 調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

		p#÷	<b>-</b>			I.Ar	-≁⊓1	
		購	金	額		<u>修</u>	理 金	額
	申 請 件 数	決 定 件 数	障害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による 公費負担額	自己負担額	申 請 件 数	: 決 定 件 数	電害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による 公費負担額	自己負担額
			公 費 負 担 額   (千円)	(千円)			公 費 負 担 額   (千円)	(千円)
<b>- 1</b> (2.1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
義     事(01)       義     足(02)								
下 肢(02)								
靴 型 (04)								
装 具体 体 幹(05)								
上 肢(06)								
姿 勢 保 持 機 能 付 (o7)								
座位保持姿勢保持機能付(00)								
装 置 <u>電 動 車 椅 子 (08)</u> そ の 他 (09)								
盲 人 安 全 つ え(10)								
普 通 義 眼(11)								
義 眼 特 殊 義 眼 (12)								
コ ン タ ク ト 義 眼(13)								
矯 正 眼 鏡(14)								
遮 光 眼 鏡(15)								
眼 鏡 コンタクトレンズ(16)								
弱 視 眼 鏡(17)								
高度難聴用 (18)ポケツト型								
高 度 難 聴 用 (19) 耳 掛 け 型 (19)								
重 度 難 聴 用 (20) ポ ケ ッ ト 型 (20)								
ポ     ケ     ツ     ト     型       重     度     難     聴     用       補     聴     財     け     型								
耳あな型 (レディメイド) (22)								
耳あな型 (オーダーメイド) (23)								
骨 導 式 ポ ケ ッ ト 型(24)								
骨 導 式 眼 鏡 型(25)								
普 通 型(26)								
リクライニング式普通型(27)								
ティルト式普通型(28)								
リクライニング・ティルト 式 普 通 型 (29)								
手動リフト式普通型(30)								
前 方 大 車 輪 型(31) リ ク ラ イ ニ ン グ 式 (22)								
前 方 大 車 輪 型 (32)								
車 椅 子 片 手 駆 動 型(33) リ ク ラ イ ニ ン グ 式 (34)								
リ ク ラ イ ニ ン グ 式 片 手 駆 動 型 (34)								
レ バ ー 駆 動 型(35)								
チ 押 し 型(36) リクライニング式(27)								
手 押 し 型(37)						1		
ティルト式手押し型(38)								
リクライニング・ティルト 式								
その他(40)								
普 通 型 (4.5Km/h)(41)								
普 通 型 (6Km/h) (42)								
手 動 兼 用 型(43)								
リクライニング式普通型 (44) 電 動 電 動 リクライニング式 (45)								
電動リクライニング式 車椅子 通型(45)								
電動リフト式普通型(46)								
電動ティルト式普通型(47) 電動リクライニング・ ティルト式普通型(48)								
ティルト式普通型その他(49)								
座 位 保 持 椅 子(50)								
型						1		
歩 行 器(52)								
頭 部 保 持 具(53)								
排 便 補 助 具(54)								
歩 行 補 助 つ え(55)								
重度障害者用意思伝達装置(56)								
計 (57)								

# 第18の2 難病患者等の補装具費の支給(購入・修理)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)



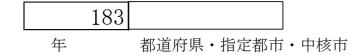
182

年都道府県・指定都市・中核市

都 道 府 県 指 定 都 市名 中 核 市

平成 年度分報告

			購						
				金 障害者の日常生活	額	-		金 障害者の日常生活	額
		申 請 件 数	決定性	障害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による 公費負担額	自己負担額	申 請 件 数 決	定件数	障害者の日常生活 及生生活を 総合的の法律による ための 費 負 担 額	自己負担額
				公費負担額				公費負担額	
		(1)	(2)	(千円) (3)	(千円) (4)	(5)	(6)	(千円) (7)	(千円) (8)
	義 手 (01)	(1)	(1)		(1)		(0)	(1)	(0)
義    肢	義 足 (02)								
	下 肢 (03)								
	靴 型 (04)								
装   具	体 幹 (05)								
	上 肢 (06)								
	姿勢保持機能付(27)								
座 位 保 持装 置	車     椅     子       姿勢保持機能付       電動車椅子								
装	電動車椅子       で       他(09)								
盲人	安全 つえ(10)								
	普 通 義 眼(11)								
* E									
義									
	無 正 眼 鏡 (14)								
眼鏡	進 光 眼 鏡 (15)								
	コンタクトレンズ (16)								
	弱     視     眼     鏡 (17)       高     度     難     聴     用 (18)								
	ポーケーット型(10)								
	高度 難 聴 用 (19)       耳 掛 け 型 (19)       重度 難 聴 用 (20)       ポ ケ ッ ト 型								
	重 度 難 聴 用 (20) 重 度 難 聴 用 (21) 耳 掛 け 型								
	重 度 難 聴 用 (21) 耳 掛 け 型								
	耳あな型 (レディメイド) (22)								
	耳あな型 (オーダーメイド) (23)								
	骨 導 式 ポ ケ ッ ト 型 (24)								
	骨 導 式 眼 鏡 型(25)	_							
	普 通 型 (26)								
	リクライニング式普通型 (27)								
	ティルト式普通型(28)								
	リクライニング・ティルト式 普 通 型 (29)								
	手動リフト式普通型(30)								
	前 方 大 車 輪 型(31)								
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 前 方 大 車 輪 型 (32)								
車 椅 子	· 片 手 駆 動 型 (33)								
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 片   手   駆   動   型 <sup>(34)</sup>								
	レ バ ー 駆 動 型 (35)								
	手 押 し 型(36)								
	リ ク ラ イ ニ ン グ 式 (37) 手 押 し 型 (37)								
	ティルト式手押し型(38)								
	リクライニング・ティルト 式 手 押 し 型 (39)								
	そ の 他 (40)								
	普 通 型 (4.5Km/h) (41)								
	普 通 型 (6Km/h) (42)								
	手 動 兼 用 型 (43)								
	リクライニング式普通型 (44)								
電 車 梅 子	電動リクライニング式 普 通 型 (45)								
車 椅 子	電動リフト式普通型(46)								
	電動ティルト式普通型 (47)								
	電動リクライニング・ティ ル ト 式 普 通 型 (48)								
	ル ト 式 普 通 型       そ の 他 (49)			+				1	
座 位	保 持 椅 子 (50)								
				+					
歩									
	行 器 (52)								
頭部									
排  便									
歩 行	補 助 つ え(55)								
里度障害	事者用意思伝達装置(56)								
	計 (57)								



# 第18の3 身体障害者・児の特例補装具費の支給(購入・修理)

政府統計 統計法に基づく国の一般統計調査です。 調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

		購	入 金	額		修		  額
	申 請 件 数	決定件数	障害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による 公費負担額	自己負担額	申 請 件 数	決定件数	障害者の日常生活及び社会生活を	自己負担額
	(1)	(2)	(千円) (3)	(千円) (4)	(5)	(6)	(千円) (7)	(千円) (8)
義	(1)	(2)	(0)	(4)	(0)	(0)	(1)	(6)
義 足 (02)								
下 肢 (03) 靴 型 (04)								
装 具 体								
上 肢 (06)								
姿 勢 保 持 機 能 付 車 椅 子 (07)								
座位保持姿勢保持機能付(08)装置動車椅子(08)								
その他(09)盲人安全のえ(10)								
普 通 義 眼(11)								
義 眼 特 殊 義 眼 (12)								
コ ン タ ク ト 義 眼 (13)								
矯 正 眼 鏡 (14)								
眼 鏡 光 眼 鏡 (15) コンタクトレンズ (16)								
弱 視 眼 鏡 (17)								
高 度 難 聴 用 (18) ポ ケ ッ ト 型 (18)								
高 度 難 聴 用 (19) 耳 掛 け 型 (19)								
重度     難聴     用(20)       ポケット     型       重度     難聴     用(21)								
補 聴 器 耳 掛 け 型 (217)								
耳あな型 (レディメイド) (22) 耳あな型 (オーダーメイド) (23)								
骨 導 式 ポ ケ ッ ト 型 (24)								
骨 導 式 眼 鏡 型 (25)								
普 通 型 (26)								
リクライニング式普通型 (27) ティルト式普通型 (28)								
リクライニング・ティルト 式								
手動リフト式普通型(30)								
前 方 大 車 輪 型 (31)								
リクライニング式 (32) 前 方 大 車 輪 型								
車 椅 子 片 手 駆 動 型 (33)       リ ク ラ イ ニ ン グ 式 (24)								
片 手 駆 動 型 (34)								
レ バ ー 駆 動 型 (35)       手 押 し 型 (36)								
リ ク ラ イ ニ ン グ 式 手 押 し 型 (37)								
ティルト式手押し型(38)								
リクライニング・ティルト 式								
そ の 他 (40)								
普 通 型 (4.5Km/h) (41)								
普     通     型     (6Km/h) (42)       手     動     兼     用     型 (43)								
リクライニング式普通型 (44)								
電 動電動リクライニング式 車 椅 子								
電動リフト式普通型(46)								
電動ティルト式普通型 (47) 電動リクライニング・								
電動リクライニング・ ティルト式 普 通 型 そ の 他 (49)								
座     位     保     持     荷     子 (50)								
起 立 保 持 具(51)								
歩 行 器 (52)								
頭   部   保   持   具 (53)     排   便   補   助   具 (54)								
排   規   期   以   其(54)     歩   行   補   助   つ   え(55)								
重度障害者用意思伝達装置(56)								
計 (57)								

# 第18の4 難病患者等の特例補装具費の支給(購入・修理)



 184

 年
 都道府県・指定都市・中核市

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

都 道 府 県 指 定 都 市 名 中 核 市

		購	7			修	TH	
		<del>順</del>	<u>入</u>	額			金 金	 額
	申 請 件 数	決 定 件 数	障害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による 会費 負 担 額		申 請 件 数	決 定 件 数	障害者の日常生活 及び社会生活を 総合的に支援する ための法律による 公費負担額	
	(1)	(2)	公費 負 担 額 (千円) (3)	(千円) (4)	(5)	(6)	公 費 負 担 額 (千円) (7)	(千円) (8)
義 手 (01)	(1)	(2)	(3)	(4)	(9)	(0)	(1)	(6)
義 肢 義 足 (02)								
下 肢 (03)								
装 具 靴 型 (04)								
体 幹 (05)								
上 肢(06)								
姿 勢 保 持 機 能 付 車								
座 位 保 持 姿 勢 保 持 機 能 付 (08) 装 置 動 車 椅 子								
そ の 他 (09)								
盲 人 安 全 つ え(10)								
普 通 義 眼(11)								
義 眼 特 殊 義 眼 (12)								
コ ン タ ク ト 義 眼 (13)								
類 正 眼 鏡 (14)								
遊 光 眼 鏡 (15)								
眼 鏡 コンタクトレンズ (16)								
弱 視 眼 鏡 (17) 高 度 難 聴 用 (18)								
ポーケーット型 (16)								
耳 掛 け 型 (19)								
重 度 難 聴 用 (20) ポ ケ ッ ト 型								
重     度     難     聴     用       補     聴     財     け     型								
耳あな型 (レディメイド) (22)								
耳あな型 (オーダーメイド) (23)								
骨 導 式 ポ ケ ッ ト 型 (24)								
骨 導 式 眼 鏡 型 (25)								
普 通 型 (26)								
リクライニング式普通型 (27)								
ティルト式普通型(28)								
リクライニング・ティルト式 普 通 型 (29)								
手動 リフト式普通型 (30)								
前 方 大 車 輪 型 (31)								
リ ク ラ イ ニ ン グ 式 前 方 大 車 輪 型 (32)								
前 方 大 車 輪 型 <sup>(32)</sup> 車 椅 子 片 手 駆 動 型 (33)								
リクライニング式(の)								
片   手   駆   動   型   (34)     レ   バ   ー   駆   動   型   (35)								
手 押 し 型(36)								
リクライニング式(の)								
手押し型(37)ティルト式手押し型(38)								
リクライニング・ティルト (20)								
そ の 他 (40) 普 通 型 (4.5Km/h) (41)								
普 通 型 (4.5km/h) (41) 普 通 型 (6Km/h) (42)								
手 動 兼 用 型 (43)								
リクライニング式普通型 (44)電 動電動リクライニング式 (45)								
電 動電動リクライニング式 (45) 車 椅 子								
電動リフト式普通型 (46)								
電動ティルト式普通型 (47) 電動リクライニング・ティ								
電動リクライニング・ティ ル ト 式 普 通 型 (48)								
その他(49)								
座 位 保 持 椅 子 (50)								
起 立 保 持 具 (51)								
歩 行 器 (52)								
頭 部 保 持 具 (53)								
排 便 補 助 具(54)								
歩 行 補 助 つ え (55)								
重度障害者用意思伝達装置(56)								
計 (57)								

# 第19 自立支援医療(身体障害者の更生医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

852	政府統計
	計法に基づく国の一根差計調査です。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

190

都道府県・指定都市・中核市

						支 払 決 定			レセブ	· 卜件数	
		支給認定申請件数	支給認定件数	公費負担		社会保険負担額	長寿医療(後期高齢者医療)負	自己負担額	医 科	調剤	支払決定 実人員
				医 科	調剤	(千円)	担額(千円)	(千円)			1
	1	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	視 覚 障 害(01)										<u> </u>
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害(02)							•			<u> </u>
	音声・言語・そしゃく機能障害 (03)										1
入	肢 体 不 自 由(04)										]
	心 臓(05)										<u> </u>
	腎臓(06)										
院	内 臓 障 害 // 腸 (07)										<u> </u>
	肝 臓 (08)										
	免 疫 機 能 障 害(09)										 [
	計 (10)	1									<u> </u>
	視										<u> </u>
	聴 覚 · 平 衡 機 能 障 害(12)										
	音声・言語・そしゃく機能障害(13)										
入	肢 体 不 自 由(14)										<u> </u>
	心 臓(15)										
院	腎 臓 (16)	1									<u> </u>
H	内 臓 障 害										
外	小 腸 (17)										
	肝臓(18)										
	免 疫 機 能 障 害(19)										
	計 (20)										<u> </u>
訪問	看 護 ( 老 人 含 む )(21)										<u>j</u>

統計法に基づく 一般統計調査

210

都道府県・指定都市



# 第21 自立支援医療 (精神障害者・児の精神通院医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

都道府県

指定都市 名

					支 払 決 定						
		支給認定申請件数	支給認定件数	公費負担額	頁(千円)	<b>社云体恢复担</b> 額	長寿医療(後期高齢者医療)負	自己負担額	医 科	調剤	
				医 科	調剤	(千円)	担額(千円)	(千円)	K 17	10月 7月1	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
自立支援医療	(01)										

# 第21の2 自立支援医療における所得区分の状況



(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

		<u></u>		都道府県	
	212			指定都市 名	
年	都道府県・指定都市・中核市	<u> </u>		中核市	
				平成	年度分報告

			支	給 認	定件	数	<b>&gt;</b>	
医療費区分	生活保護 (件 数)	低所得1 (件 数)	低所得2 (件 数)	中間 (件	所得数)	重度かつ継続 (中間所得1) (件数)	重度かつ継続 (中間所得2) (件数)	重度かつ継続 (一定所得以上) (件数)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
育 成 医 療(O1)								
更 生 医 療(02)								
精神通院医療(03)			5					
合 計(04)								

統計法に基づく 一般統計調查

# 第21の3 市町村における相談支援 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)



i	1	0 1	0		]			都道府県 指定都市 中 核 市	名	
	1	2 1						<u>+ 以 17 </u> 平成		年度分報告
年 (担款主採	大和日	<b>用している障害</b>		·指定都市·中核市	ĵ					
(相談又)及	ድ ፈ ጥነን			重症心身				高次脳		]
		実人員	身体障害	障害	知的障害	精神障害	発達障害	機能障害	その他	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
障害者	(01)									
障害児	(02)									
計	(03)									
(相談支援	事業の	の実施体制)								
		市町村直	営で実施	- 禾 江 扣 狄 士 坪						
		障害福祉主管 課 で 実 施	直営相談支援 事業所で実施	委託相談支援 事業所で実施						
		(1)	(2)	(3)						
身体障害	(04)									
知的障害	(05)									
精神障害	(06)									
(支援方法	<del>(</del> )	T	T	Γ				Γ	I	Γ
		訪問	来所相談	同 行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
件数	(07)									
(支援内容	<b>\$</b> )									
		福祉サービス の利用等に関する 支援	理解に関する	健康・医療に関する支援	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人 間関係に関す る 支 援	家計・経済に 関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する 支 援
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
件 数	(08)									
(再掲) ピアカウ ンセラー	(09)									
		社会参加・余 暇活動に関す る 支 援	権利擁護に関する支援	その他	計					
		(10)	(11)	(12)	(13)					
件 数	(08)									
(再掲) ピアカウ ンセラー	(09)									

### 審査要領

- (相談支援を利用している障害者等の人数)
- (1) ≦各表側の(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8) (支援内容)
- - 各表頭の(08)≥各表頭の(09)

(福祉行政報告例) 統計法に基づく

一般統計調査

# 第22 未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付 (児童福祉法・母子保健法)

就計法に基づく国の一般執計調査です。 調査票衡報の秘密の保護に万全を期します。

220

都道府県・指定都市・中核市 年

都道府県

指定都市 名

中核市

						費用	額			
			給付申請件数	給付決定件数	公費 委託報酬による 支払決定額 (千円)	き 担 額 その他による 支払決定額 (千円)	社会保険・感染症 の予防及び感染症 の患者に対する医 療に関する法律 による負担額 (千円)	(再揭) 自己負担額 (千円)	診療実日数	支払決定実人員
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
養	育 医	療 (01)								
療	育の	給 付 (02)								

## 第22の2 自立支援医療(身体障害児童の育成医療)



(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

	222		
年		都道府県・指定都市・中核市	

都道府県 指定都市 名

<u>申核市</u> 平成

						支		決	定	レセプ	ト件数	
				支給認定申請 件数	支給認定件数	公費負担 医科	額(千円) 調剤	社会保険 負担額 ( <b>千円)</b>	自己負担額 <b>(千円)</b>	医科	調剤	支払決定 実人員
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	視 覚	障	害 (01)									
	聴覚・平衡											
	音声・言語・ 機 能	そし 障	ゃく 害 (03)									
	肢 体 不	自	由 (04)									
入		心	臓 (05)					•				
		腎	臓 (06)									
院	内 臓 障 語	喜 小	腸 (07)									
		肝	臓 (08)									
		その	の他 (09)									
	免疫機能	<b>能</b> 障	害 (10)									
	計		(11)									
	視 覚	障	害 (12)									
	聴覚・平衡											
_	音声・言語・ 機 能	そし 障	ゃく 害 <sup>(14)</sup>									
入	肢 体 不	自	由 (15)									
		心	臓 (16)									
院		腎	臓 (17)									
	内 臓 障 氰	小 小	腸 (18)									
外		肝	臓 (19)									
		その	の他 (20)									
	免疫機能	能 障	害 (21)									
	計		(22)									
訪	問看		護 (23)									

# 第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律)

政府統計 統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

		2	5	0				
lui	П				.1z17	当	17/16	

都道府県 名

平成 年 月分報告

	前月末現在未処理件数	認定請求書受付件数(月中)	受給資格認定 受給者	定件数(月中) 支給停止者	却下件数(月中)	月末現在 未処理件数
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
障害児福祉手当(01)						
特別障害者手当(02)						

				前			J	1 月	<b>Þ</b> 0	) 星	Ę	重	h			月
					新	支	他区	受	給 資	格喪	. 5	ŧ		支	他区	
				月		給	の域実が	令第1条第1 項若しくは第	令第6条又は 改正政令附則 第3条に定め	法第17条第2号若しくは第	受給者が死亡	その他		   給   停	の域実へ	末
				末	規	停	施転機関	2項又は旧法 別表第2に定 める障害の状	る給付を受け	26条の2各号、 規則第1条各 号若しくは第	した			止	施転機出	現
				現	認	止	関入がして	態に該当しなくなった	te 12	14条各号又は 改正省令附則			計	に	関しがた	
				在		解	官に   轄   す			第2条各号に 定める施設に				なっ	管轄す	在
				数	定	除	3			入所した				た	3	数
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
障手害	受	給 者	数 (03)													
児	支止 給者	本 人 所	得 (04)													
福祉 当	后 有 停 数	扶養義務者等	所得 (05)													
特手別	受	給 者	数 (06)													
障害	支止 給者-	本 人 所	得 (07)													
者当	停数	扶養義務者等	所得 (08)													
福祉手当(経過措置分)	受	給 者	数 (09)													
祉措置	支止給者	本 人 所	得 (10)													
当分	停数	扶養義務者等	所得 (11)													

### 審查要領

- 上 表
- 1 (1)=「前月分報告の(6)」
- 2 (6)=(1)+(2)-(3)-(4)-(5)
- 3 (3)=「下表の(2)の受給者数」
- 4 (4)=「下表の(2)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」

### 下 表

- 5 (1)=「前月分報告の(13)」
- 6 「(13)の受給者数」=(1)+(2)+(3)+(4)-(10)-(11)-(12)
- 7 「(13)の支給停止者数(「本人所得」、「扶養義務者等所得」)」=(1)+(2)-(3)+(4)-(10)+(11)-(12)
- 8 「(3)の受給者数」=「(3)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」
- 9 「(11)の受給者数」=「(11)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」

# 第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

統計法に基づく国の一般統計調査です。 調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく 一般統計調査

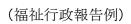
		260	
年	月		都道府県・指定都市

都道府県 指定都市 名

平成 年 月分報告

前月末現在 未処理件数	認定請求書 受付件数	受給資格認定件数	数 (月中)	却下件数 (月中)	月末現在 未処理件数	現況・所得状 (月	況届受付件数 中)
(1)	(2)	受給者 (3)	支給停止者 (4)	(5)	(6)	受給者 (7)	支給停止者 (8)

				前月末						1 Ø	異 動					手当		再認定による	月末現在数
				前月末 現在数	新規認定	支給停止解除	他の実施機関		受 給	資 格	喪失			支給停止に	他の実施機関	手当 改	定	障害区分及び	7471422122334
							が管轄する区域 から転入した	支給対象障害児が二十歳に達した	支給対象障害児が死亡した	支給対象障害児 が法律に定める 障害の状態に該 当しなくなった	た	その他	計	なった	が管轄する区 域へ転出した			級区分の変更	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	増 (13)	減 (14)	(15)	(16)
受給者数			(01)																
支給対象	身体障害	外部障害	1級 (02)																
障害児数			2級 (03)																
		内部障害	1級(04)																
			2級 (05)																
	精神障害	知的障害のみ	1級 (06)																
			2級 (07)																
		知的障害及び 知的障害以外	1級 (08)																
			2級 (09)																
		知的障害以外 の精神障害	1級(10)																
		のみ	2級(11)																
	重複障害		1級(12)																
			2級(13)																
	計		1級(14)																
			2級 (15)																
支給	本人所得		(16)																
停止者数	扶養義務者	者等所得	(17)																
支給停止	1級		(18)																
障害児数	2級		(19)																





# 第27 知的障害者更生相談所における処理

(知的障害者福祉法)

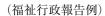
都道府県

年度分報告

指定都市 名平成

270 都道府県・指定都市

			相		談		内		要		判	定	内	容		判	定書等	交 付 件	数
	取 扱 実人員	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他		医学的 定	心理学的 定	職能的判定	その他 の判定	計	障害支援 区 分	療 育 帳	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
来 所 (01)																			
巡 回 (02)																			



# 第30 職親・職親に委託されている知的障害者



(知的障害者福祉法)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

2 0 0			-	平核市	
年 3 0 0	都道府県·指定都市·中核市			平成	年度分報告
	前 年 度 末 現 在 (1)	新 規 (年度中) (2)	取 消 (年度中)	年 度 末 現 (4)	. 在
登 録 職 親 数 (01)					
知的障害者が委託されて い る 職 親 数 (02)					
				•	

	年 度 末 現	在 委 託 知 的 障 害 者 数
	同 居	通 勤 計 (3)
男 (03)		
女 (04)		

### 審査要領

上丞

- 1 (1)=「前年度分報告の(4)」
- 2 (4)=(1)+(2)-(3)

統計法に基づく 一般統計調査

# 第31 療育手帳交付台帳登載数

政府統計 統計法に基づく国の 統計調査です、調査 情報の秘密の保護 に万全を期します。

(知的障害者福祉法)

, ,	. 0 1						都道府県 指定都市 名	
年	3 1	都道府県・指定	都 市				平成	年度分報行
		前年度末現在	新規交付	転入	転 出 · 返 還	変	巨 (年度中)	年度末現在
		(1)	(年度中)	(年度中)	(年度中)	18歳に達した場合 (5)	障 害 程 度 (6)	(7)
A	18 歳 未 満 (01)	\-/	(_/	127	(-/	107	(0)	
(重 度)	18 歳 以上(02)							
В	18 歳 未 満 (03)							
(中軽度)	18 歳 以上(04)							

### 記入要領

計

1 (5)、(6)欄は「+」・「ー」で計上すること。

(05)

2 本年度中に18歳に達し、かつ、障害程度に変更があった場合は、まず「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理し、次いで「障害程度(6)」で障害程度の変更を処理すること。 また、障害程度に変更があり、かつ、18歳に達した場合は、まず「障害程度(6)」で障害の変更を処理し、次いで「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理すること。

### 審查要領

- 1 (1)=「前年度分報告の(7)」
- 2 (7)=(1)+(2)+(3)-(4)+(5)+(6)
- 3 (5)のA、Bの各欄 18歳未満+18歳以上=0
- 4 (6)のA (重度) の18歳未満(01)+B(中軽度) の18歳未満(03)=0
- 5 (6)のA (重度) の18歳以上(02)+B(中軽度) の18歳以上(04)=0

統計法に基づく 一般統計調査

# 第32 老 人 ホ ー ム・在 所 者

統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

(老人福祉法等)

都道府県 指定都市 名 中核市

	0 0								<u>甲核巾</u>		
年	2 0								平成		年度分報告
4-	和坦/	舟県·指定都市·中核	П	入所者数	(年度中)	退所者数	(年度中)	年	度 末 現	在 員	数
		施設数	定 員	被措置者		被措置者	その他	被	措置	者	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	管内分(7)	管外に委託分 (8)	計 (9)	その他 (10)
養護老人ホーム	公立 (01)										
食設心八小一厶	私立 (02)										
特別養護老人ホーム	公立 (03)										
17が食暖を八か ム	私立 (04)										
軽費老人ホーム	公立 (05)										
社 貝 老 八 小 一 ム	私立 (06)										
都市型軽費老人ホーム	公立 (07)										
御巾坐柱真花八小・ム	私立 (08)										
軽費老人ホームA型	公立 (09)										
社員七八小「ム八至	私立 (10)										
軽費老人ホームB型	公立 (11)										
14. 日子 日子	私立 (12)										
生活支援 ハ	ウ ス (13)										

### 記入要領

(1)、(2)が前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

### 審查要領

- 1 (9)=「前年度分報告の(9)」+(3)-(5)
- 2 (10)=「前年度分報告の(10)」+(4)-(6)
- 3 (7)に計上数があるときは(1)、(2)にも計上数があること。

# 第33 **養護老人ホームの措置人員(4**月1日**現在)** (老人福祉法)



04330

都道府県・指定都市・中核市

都道府県 指定都市 名 中 核 市 平成

年度分報告

	別(被措置者分)	措置人員
		(1)
1	(01)	
2	(02)	
3	(03)	
4	(04)	
5	(05)	
6	(06)	
7	(07)	
8	(08)	
9	(09)	
10	(10)	
11	(11)	
12	(12)	
13	(13)	
14	(14)	
15	(15)	
16	(16)	
17	(17)	
18	(18)	
19	(19)	
20	(20)	
21	(21)	
22	(22)	
23	(23)	
24	(24)	
25	(25)	
26	(26)	
27	(27)	
28	(28)	
29	(29)	
30	(30)	
31	(31)	
32	(32)	
33	(33)	
34	(34)	
35	(35)	
36	(36)	
37	(37)	
38	(38)	
39	(39)	
計	(40)	

弗田沙山		/ 仕 差	<b>盖</b> 終者分)	

貧用饿収階層別(1	大食莪伤	白河)
		措置人員
		(2)
A	(01)	
В	(02)	
C1	(03)	
C2	(04)	
D1	(05)	
D2	(06)	
D3	(07)	
D4	(08)	
D5	(09)	
D6	(10)	
D7	(11)	
D8	(12)	
D9	(13)	
D10	(14)	
D11	(15)	
D12	(16)	
D13	(17)	
D14	(18)	
扶養義務者なし	(19)	
計(20)	(20)	

# 第34 訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護 (被措置者分)



(老人福祉法)

都道府県 指定都市 名 中核市

	3 4	0							<u> </u>	has the FL HIT the
年		都道府県·指定都市	市·中核市					平成	4	年度分報告
訪	問介	護	通	所 介	護		短 期 入	所 生	活 介 護	ti z
	遣 対 象 世 幸 年度末現在		実施		人 員 度中)	実施	実施		人 員 度 中 )	延日数
老人世帯	老人の	その他	市町村数	実 人 員	延人員	市町村数	施設数	実 人 員	延人員	
	いる世帯	世帯	(年度末現在)			(年度末現在)	(年度末現在)			(年 度 中)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)

- 審査要領 1 (5)≦(6)
  - 2 (4)≥1のとき (5)、(6)のいずれも≥1
  - 3 (9)≤(10)≤(11)
  - 4 (7)≥1のとき (8)、(9)、(10)、(11)のいずれも≥1

# 第35 老人クラブ・会員数



(老人福祉法)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

2	5 0				中核市	
		n # = =			平成	年度分報告
年	<b></b>	中核甲 				
適正	<b>ウ</b> ラ ブ	その他の	の ク ラ ブ	郡・市・町	村老人クラン	ブ 連 合 会 数
(年度末	末現在)	(年度)	末現在)	(年	度 末 現	在 )
ク ラ ブ 数	会 員 数	ク ラ ブ 数	会 員 数	郡 部	市 部	町 村 部
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)

統計法に基づく 一般統計調査

# 第36 婦人相談所及び婦人相談員の経路別受付



(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

		-	-													都道府県	名		
	360		]													平成		年度分	報告
年		都道府県				本 人 自	警察	務関	育関	働関	他の婦人相談	他の婦人相談	福 祉 事 務	他 の 相 談 機	社会福祉施設	療機	縁 故 者 • 知	その	計
						身 (1)	係 (2)	係 (3)	係 (4)	係 (5)	所 (6)	員 (7)	所 (8)	関 (9)	等 (10)	関 (11)	人 (12)	他 (13)	(14)
		#3 ↓ +口⇒秋 B	新	規	(01)	(1)	(2)	(0)		(6)			(0)	(0)	(10)	(11)	(12)	(10)	(11)
	婦人相談所	婦人相談員	再	来	(02)														
都道府	が市 ノヘイロ B人 アー		新	規	(03)														
府県		しい一回いが成兵	再	来	(04)														
	婦人相談所	以外の事務	新	規	(05)														
	所の婦人相	談員	再	来	(06)														
市の			新	規	(07)														
رانا کی	婦 人	相談員	再	来	(08)														



統計法に基づく 一般統計調査

# 第37 婦人相談所及び婦人相談員の処理状況 (売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

	370			7												都道府 平成	県名	年度分	報告
	年	都 道	府	1			処 理		実 人	 員	(年		中 )			指		年度月未処理	
					婦人保護施設(1)に入所(1)	就自	括	家庭へ送還(4)	福祉事務所へ(5)	婦人相談所・婦(6)	他相談員の婦人 (7)	その他の関係機(8)	助言・指導のみ(9)	そ の 他 (10)	計	道 (年度中) (12)	訪問調査指導(13)	一時保護	その他
都道府県	婦人相談所	婦 人 相			(1)	(2)	(3)	(4)	(3)	(0)		(6)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
県	婦人相談婦 人	所以外の 相 相	事務所の 談 員	(03)															
市	· の 婦	人 相	談員	₹ (04)															

	要保護女子・暴力被害女性	(05)
婦 人 相 談 所 の  一時保護決定延人員	委託を行った延人員	(06)
	同伴した家族	(07)
	委託を行った延人員	(08)

統計法に基づく

一般統計調査

# 第38 婦人保護施設入退所者の状況

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)



都道府県名

平成年度分報告

380 年 都道府県

入		理由	別	. 所	人 員	( :	年 度	中 )	年度	入	職業訓練の状	況 (年度中)
所	$\widehat{}$	就自	帰	結	そ施 の	無	そ		末	所(	施	施
121	年		宅		他設の	断			在	延 年	設	設
人	度		•		関へ 係		の	計	所	度	内	外
	中		帰		機 移 関	退			人	人中	訓	訓
員	)	職営	郷	婚	· 送	所	他		員	員	練	練
()	1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)

要保護女子・暴力被害 女性が同伴した家族 (年度中)

# 第39 民生委員 (児童委員) の推薦状況



(民生委員法・児童福祉法)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

: :	3 9	0															中核市			
年	3 9		具·指定都i	f·中核市													平成		年度:	分報告
			*44	前	年 度	末	LH-	rists o	44.			解	嘱 事	由 報	告	数		年	度	末
		定	数	現	在	数	推	薦	数	死	亡	傷	病	そ	Ø	他	計	現	在	数
		(1)			(2)			(3)		(4)			(5)		(6)		(7)		(8)	
	男(01)																			
民生委員数	女 (02)																			
(再掲)	男(03)																			
主任児童委員数	女 (04)							X												

### 記入要領

解嘱理由が任期満了のときは(6)に計上すること

### 審查要領

- 1 (2)=「前年度分報告の(8)」
- 2 (8)=(2)+(3)-(7)

 400

 年
 都道府県・指定都市・中核市

# 政府統計 第40 民生委員(児童委員)の活動状況

(民生委員法・児童福祉法)

都道府県 指定都市 名 中 核 市 平成

				内	容	別	相 (年	談 • 度	支 中)	援	件	数					分野別 (4	相談・支担 F 度 中	爰件数 )	
	在	介	健康	子育二	子供	子学 ど	生	年金	仕	家	住	生	日常	そ		高齢者	障害者	子ど,	そ	
	名福	護保	· 保 健	て ・ 母	地域	も校 の 教生	活	•		族		活環	的 な	o o	計	有に関す	有に関す	もに関い	の	計
	祉	険	医療	子 保 健	生活	育・活	費	保険	事	係	居	境	支 援	他		っること	9ること	するこ		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	と (18)	他 (19)	(20)
民 生 (01) 委 員																				
(再掲) 主任児 (02) 童委員																				
	7	の ft	也 の 年 原	活 重 中)	助 件	数		訪問	回数		連絡回	調整数		活						
	調査	行会事議	地自域	民 児	証事明(	要発保見		訪問	回数そ		委	数 そ の		活動						
	調	行義への参	(年 月 地自	中) 民児協運営	証明 (調査・	要保護児の通告・		訪	1		回	数 その他の関								
	調査・実	行義・の	(年 度 地自 域 福主 祉	中) 民児協運	証明(調査・確認等	要保護の通		訪問·連	7		委員	数 そ の 他 の		動						
	調査・実態把	行事・事業会議への参加協	年 自 域 福祉活動	世 民児協運営・研	証明(調査・確認	要保護児童		訪問·連絡活	そ の		回 委 員 相	数その他の関係機		動日						
民 生 (01)	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	年りは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	世 民児協運営・研修	証明(調査・確認等)務	要保護児童の		訪問·連絡活動	そ の 他		回 委 員 相 互	数その他の関係機関		動日数						



統計法に基づく国の一般統計調査です。 調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく 一般統計調査

# 第41 社会福祉法人数・認可件数

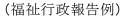
(社会福祉法)

都道府県 指定都市 名

<u>中核市</u> 平成 年度分報告

410 年 都道府県・指定都市・中核市

									_			
				社会福祉協議会	共 同 募 金	슾	社会福祉事業団	施設経営法人	そ	D	他	計
				(1)	(2)		(3)	(4)		(5)		(6)
		厚生労働大臣又は地 方厚生局長	(01)									
		都道府県知事・指定 都市長・中核市長	(02)									
(年度		都道府県の区域内の 市長	(03)									
	設 立 認 可 件 数	厚生労働大臣又は地 方厚生局長	(04)									
		都道府県知事・指定 都市長・中核市長	(05)			Y						
認可		都道府県の区域内の 市長	(06)									
件 数	解散認可(認定)件数	厚生労働大臣又は地 方厚生局長	(07)									
認可件数(年度中)		都道府県知事・指定 都市長・中核市長	(08)									
中		都道府県の区域内の 市長	(09)									
	合併認可件数	厚生労働大臣又は地 方厚生局長	(10)									
		知道应用知事, 华史	(11)									
		対は存用の区域内の	(12)									





# 第42 社会福祉法人等に対する指導・監督

(社会福祉法等)

都道府県 指定都市 名

中核市

平成 年度分報告

420

都道府県・指定都市・中核市

(07)

(社会福祉法人に対する指導)

社会福祉法

社会福祉施設等

(社会催催法人に対する指	1 17)				指	導	0	状	況			
社会福祉法による社 会福祉法人に対する 指導 (他法において 準用する場合を含む)	報告徴収	立入	検 査	措置命	令業務停止命	役 員 解 職 勧 告		公益事業又 は収益事業 の停止の命令	報告徴収	予 算 変 更	役 員 解 職 勧 告	
準用する場合を含む)	(1)	特別監査 (2)	一般監査 (3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
(01)									( )	( )	( )	( )

(施設又は事業に対する指導) 指 0 状 況 報告徴収立入検査管理規定の事業の制限施設の設備施設の設備事業の停止事業の廃止認可(許可) 根 拠 法 施設(事業)種別 変更の命令の命令又は運営の又は運営のの命令の命令の取改善の勧告改善の命令 (1) (2) (3)(6) (7)(8) (9)(02)生活保護法 保護施設 老人居宅生活支援事業又は老 人デイサービスセンター、老 (03)人短期入所施設若しくは老人 介護支援センター 老人福祉法 養護老人ホーム又は特別養護 (04)老人ホーム 児童居宅生活支援事業 (05)児童福祉法 (06)

# 第43 児童相談経路別児童受付

政府統計 総計法に基づ、国の一等総計議会です。 調会系統領の影響の保護に万全を難します。

430

都道府県・指定都市・中核下

(児童福祉法)

都道府県 指定都市 名 中 核 市 平成

		都道府	県・指気	と都市・	中核市	市	E	Ţ	村	児 童 指定発	福祉 施達支援医	i 設· 療機関	児童家庭女婦	初中		家麻	保 健 j 医 療	所及び 機関	à	学校等	<b>÷</b>
		児 童相談所	福 祉事務所	保健センター	その他	福 祉事務所	児 童 員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達 支援 機関	セター	認 定こども園	警察等	家 庭裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
児童相詞	男 (01)																				
<b>光里</b> 相記	女 (02)																				
	男 (03)																				
市町	女 (04)																				

										(再	掲)	
		里 親	児 委 通 伸 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	家族	近隣	児 童 人	その他	計	措置	期間	巡回	電話
			の 仲 か を含む)	親戚	知 人				変更	延長	相談	相談
		(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
児童相談所	男 (01)											
九至1日8077	女 (02)											
	男 (03)											
市町村	女 (04)											

統計法に基づく 一般統計調査

### 第44 児童相談種類別児童受付

(児童福祉法)



都道府県 指定都市 名

<u>中核市</u> 平成

年度分報告

440 年 表 都道府県・指定都市・中核市

																		•			
		養護		保	R±	障	害由	相重相	談知	24	非行ぐ	相談	育	成不	相適	談	その		IB	(再掲)	
		児童虐待相談	その他の相談	健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等談	重症心身障害 談	知的障害相談	発達障害相談	へ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ	の他の相談	計	児童虐待通告	いじめ相談	児童買春等
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
	0 歳 (01)																				
	1 歳 (02)																				
	2 歳 (03)																				
	3 歳 (04)																				
	5 歳 (05)																				
	5 歳 (06)																				
	7 歳 (08)																				_
	8 歳 (09)																				_
児童	9 歳 (10)																				
児 童 相談所	10 歳 (11)																				
	11 歳 (12)																				
	12 歳 (13)																				
	13 歳 (14)																				
	14 歳 (15)																				
	15 歳 (16)																				
	16 歳 (17)																				
	17 歳 (18)																				
	18歳以上 (19)					_		-													
	計 (20)				-																
	O 歳 (21) 1 歳 (22)					-				-											
	2 歳 (23)																				$\vdash$
	3 歳 (24)																				_
	4 歳 (25)					_															
	5 歳 (26)																				
	6 歳 (27)																				
	7 歳 (28)																				
	8 歳 (29)																				
市町村	9 歳 (30)																				
1,0 -2 13	10 歳 (31)																				
	11 歳 (32)																				
	12 歳 (33)																				
	13 歳 (34)																				
	14 歳 (35)																				
	15 歳 (36)																				
	16 歳 (37)																				$\vdash$
	18歳以上 (39)																				$\vdash$
	計 (40)																				$\vdash$
	ит (40)	1								1	1	1			1					l	
旧奈	1歳6ヶ月児精神発達 精密健康診査(再掲) (41)																				
児 童 相談所																					
	3歳児精神発達精密健 康診査(再掲) (42)																				

児		特別児童扶養手当支給にかかる判定相談 (計(17)の再	掲) (43)	
相	談所	里親、養親希望に関する相談	(44)	

統計法に基づく 一般統計調査

	450		
年	-	都道府県・指定都市・	中核市

## 第45 児童相談種類別対応件数

(児童福祉法)



都 道 府 県 指 定 都 市名 中 核 市

平成	年度報告分

												対応	件数(年度	(中)										未	
		Ī		面接指導		児	児	児指	福へ会	児	知社	助係	訓	児	<b>見童福祉施</b>	設	指	里	法に	障利	そ			対	
			助	継	他	童	童	童事家	祉知福 事的祉	童	的会	産る又都	戒	入	法	通	定発		第よ 2 る	害児			施 設	応 件	施設
			言	続	機関	福祉	委	庭· 支 <sub>垢</sub>	予務所送和	相談	障福害祉者、	は 母 子 保 知			本第2 第2 7 第2 7		達支援医	親	, 条 庭	入用 所	o o	計	入 所 待	数 ( 年	入 所 待
			指	指	あっ	司指	負指	援導を	女価を 又祉含 は司む	所送	祖主	護事の実の	誓		法第27条の3による 家庭裁判所送致 (再 掲)		療機関	委	第 1 項 第 所	施 設契 等			機 ( 再	度 末 現	機 ( 再
			導 (1)	導 (2)	せ ん (3)	導 (4)	導 (5)	タ <sup>ー</sup>   託 (6)	通・。 知社〜 (7)	型 (8)	司指 ・導 (9)	施報 に告 (10)	約 (11)	所 (12)	よ数) る (13)	所 (14)	委 託 (15)	託 (16)	4 送 号致 (17)	へ の約 (18)	他 (19)	(20)	掲 (21)	在 (22)	掲 (23)
	卷	護児 童 虐 待 相 談 (01)	(1)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)				(117	(12)	(10)	(1.1)	(10)	(10)		(10)	(10)	(20)	(21)	(LL)	(20)
	養 相	談 その他の相談(02)										$\overline{}$			_				$\overline{}$						
	保	健 相 談 (03)										$\overline{}$							$\overline{}$						
		肢体不自由相談 (04)																							
		視聴覚障害相談(05)										$\overline{}$													
	障	害言語発達障害等相談 (06)																	$\overline{}$						
		型 型症心身障害相談 (07)								$\overline{}$									$\overline{}$						
		知 的 障 害 相 談 (08)								$\overline{}$									$\overline{}$						
児 童相談所		発達障害相談(09)																	$\overline{}$						
		行ぐ犯行為等相談(10)																							
		談触法行為等相談 (11)																							
		性格行動相談(12)																							
		不 登 校 相 談 (13)							1										$\overline{}$						
	育成相	適 性 相 談 (14)											•						$\overline{}$						
		育児・しつけ相談 (15)																	$\overline{}$						
	そ の	_									$\overline{}$								$\overline{}$						
	,	計 (17)							_																
	*	護児童虐待相談(18)						1				_												$\overline{}$	
	養 相	談 そ の 他 の 相 談 (19)				$\overline{}$	/				7		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	/	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	1		$\overline{}$		$\overline{}$
	保	健 相 談 (20)				$\overline{}$	$\overline{}$						$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$
	IA.	肢体不自由相談(21)				$\overline{}$							$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$
		視聴覚障害相談(22)					/																	$\longrightarrow$	$\overline{}$
		as at at at the least ()					/																	$\longrightarrow$	$\overline{}$
		書言語発達障害等相談 (23)				$\overline{}$	$\overline{}$						$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$
						$\overline{}$	$\overline{}$						$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$
市町村		知的障害相談(25)				$\overline{}$	$\overline{}$						$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$
		発達障害相談(26)				$\overline{}$	$\overline{}$						$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$
		行《犯行為等相談(27)				$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$				$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\overline{}$
	10	談 触 法 行 為 等 相 談 (28)											$\overline{}$						$\overline{}$					<del></del>	
		性格行動相談(29)				$\overline{}$		$\rightarrow$	$\overline{}$	-			$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$		$\rightarrow$
	育成相	不登校相談(30)							$\rightarrow$	-			$\rightarrow$		$\overline{}$				$\overline{}$	$\overline{}$	1		$\overline{}$	$\vdash$	$\overline{}$
		適性相談(31)							$\rightarrow$	-			$\rightarrow$		$\overline{}$				$\overline{}$	$\overline{}$	1		$\overline{}$	$\vdash$	$\overline{}$
	-	育児・しつけ相談 (32)					$\rightarrow$			-	-	-					$\rightarrow$			$\rightarrow$	<b>-</b>				$\rightarrow$
	その						$\overline{}$	$\rightarrow$				ļ	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$		$\overline{}$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b> </b>		$\rightarrow$		$\rightarrow$
<u> </u>		計 (34)				$\overline{}$	$\overline{}$	ightharpoons	$\overline{}$	]	<u> </u>	<u> </u>	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	ightharpoons	J		$\overline{}$		$\overline{}$
18 *		_ い じ め 相 談 (35)						1																	$\neg$
児 童 相談所	再	掲 児童買春等被害相談 (36)						<b> </b>	1	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$								$\overline{}$	1			<del></del>	
-		い じ め 相 談 (37)								$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$								$\overline{}$	1			<del></del>	$\overline{}$
市町村	再	掲 児童買春等被害相談 (38)				$\overline{}$	$\overline{}$			<b> </b>	<b> </b>	<b> </b>	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	1				$\overline{}$
		九主只官守政百旧武(30)							$\overline{}$						$\overline{}$				$\overline{}$	$\overline{}$	1	1	$\overline{}$		

統計法に基づく 一般統計調査

# 第46 児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診断・指導・措置解除 (児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)

統計法に基づく国の一般統計調査です。 調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

460 都道府県・指定都市・中核市

都道府県 指定都市 名 中核市

平成 年度分報告

(措置停止・措置中の調査・診断・指道)

	日守/	
	措置停止	調査・診断・指導
	(1)	(2)
児 童 福 祉 施 設 (01)		
指定発達支援医療機関 (02) 障 害 者 支 援 施 設		
里 親 (03)		

. (措置	と とくりょう とく													7											
														相	談	種	類								
								3	養	護					7										
						児	童	虐	待	そ	0)	他	障		害	非		行	育		成	保	健	・ そ	の他
							(	(1)			(2)			(3)			(4)			(5)				(6)	
家	庭	;	復	帰	(04)																				
社	会	的	自	立	(05)																				
そ		の		他	(06)		•																	•	

# 第47 一 時 保 護 児 童

統計法に基づく 一般統計調査

(児童福祉法)

都道府県 指定都市 名

年度分報告

中核市平成

政府統計 越計法に基づく国の一般越計調査です。 調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

(所内保護分)

(1)	r ; j /r	で暖刀)													_							
							受 付	(年度中)	中) 対 応 (年度中)													
					前年度末継続保護	0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童 相談所・ 機関に移 送 (8)		帰 宅 (10)	その他	計 (12)	職権による 一時保護 (再掲)	延日数	年度末継続保護			
養	غاد	児童虐	待	(01)	(1)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(3)	(10)	(11)	(12)	(10)	(11)	(10)			
該		その		(02)																		
障	~		害	(03)																		
非			行	(04)																		
育			成	(05)																		
保	健 •	その	他	(06)																		
		計		(07)															İ			
延		目	数	(08)																		

(委託保護分)

(安計)	保護分)																											
					委 託	(年度中)						委 託	解	除(年	度中)								>	対	む(年度中	)	·	·
			前年度末							児童	福祉	施設								]							i	
			継続委託 保 護	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	警察等	児童養護 施 設	乳児院	児童自立 支援施設	情緒障領	等 障害児 会 体 海	関を	の他	里 親	その他	計	延日数	年度末業		里親委託	他の児童 相談所・ 機関に移	家庭裁判 所 送 致	帰宅	その他	計	職権によ 一時保護 (再掲)
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	療施 (10)			2)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	送 (20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)
養	児童虐待	(09)																									l	
護	その他	(10)																									Ī	
章	害	(11)																									<u> </u>	
丰	行	(12)																									1	
育	成	(13)																									1	
呆 健	・ そ の 他	(14)		•																							1	
•	計	(15)																									1	
т.	n ¥L	(16)		$\overline{}$																								

(福祉行政報告例) 統計法に基づく 一般統計調査

## 児童相談所における調査・診断及び 第48 心理療法・カウンセリング等

政府統計 統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

都道府県 指定都市 名 中核市

亚成

在度分報生

4 8 0

(児童福祉法)

年	: :   都	: ; I 道 府 県·指 定 都	市・中核市								<u> </u>	成		年度分報告
				折 指 導		心理	診断	指導			/L	<b>・</b> 理療法・カ	ウンセリン	グ等
	調査・社会診断指導 (1)	診 察 指 導 (2)	医 学 的 検 査 (3)	そ の 他 (4)	知 能 検 査 (5)	発 達 検 査 (6)	人 格 検 査 (7)	その他の検査 (8)	面接・観察・指導 (9)	その他の診断指導 (10)	医 師 (11)	児童心理司等 (12)	児童福祉司等 (13)	その他の所員 (14)
児 童 (01)														
(再掲)児童虐待(02)														
(再掲)非 行(03)														
保 護 者 (04)														
(再掲)児童虐待 (05)														
(再掲)非 行(06)														
その他(07)														
(再掲)児童虐待 (08)														
(再掲)非 行(09)														
計 (10)														
(再掲)児童虐待(11)														
(再掲)非 行 (12)														
<b>家本</b> 西領														

### 審查要領

- 1 (10) = (01) + (04) + (07)
- 2(11) = (02) + (05) + (08)
- 3(12) = (03) + (06) + (09)

(福	祉行	政	報	告	例.

### 第49 児童相談所における養護相談の理由別対応件数

(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)

-1	(本法)	+u →k	小皿	++1
1	(養護	怕訳	の理	田

(,	-CICC 17		×±14/		家出				傷病	家族	環 境		
					(失踪を含む)	(2)	離 (;	婚 3)	(入院を含む) (4)		その他 (6)	その他 (7)	計 (8)
児童	福祉	施設し	こ入所	(01)									
里	親	委	託	(02)									
面	接	指	導	(03)									
そ		の	他	(04)									

「虐待(5)」の再掲

(1) (「児童福祉施設」	こ入戸	折(01)」の内訳	)							
		児童養護施 設	乳	児	院	児 童 自 立 支 援 施 設	情緒障害児短 期 治 療 施 設	そ	の他	計
		(1)		(2)		(3)	(4)		(5)	(6)
児童福祉施設に入所	(05)									

		都道府県・指流	と都市・中核	市	市		囲丁	村	児童福祉施	設·指定発達	支援 医療 機 関	児セ	認	警	家	保健所及で	び医療機関	学	校	等	里	児の		葛	Ŕ	ħ	族		親	近	児	そ	
	児	福	保	そ	福	児	保	そ	保	児施	指援	童、	定		庭	保	医	幼	学	教		童仲	虐	待 者 本	人	虐	待 者 以	外		隣	去		
	童	祉	健		祉	童	健			童	定	家		察	裁		療			育		委介目を	父	母	そ	父	母	そ			里	o)	計
	村談	事務	ン	0	事務	委	ン ン	0	育	福	発療	支	₹.		判	健	機	椎		委等		○含 通			0			0		知	本		
	所	所	ター	他	所	員	9 1	他	所	祉設	王機 支間	援]	園	等	所	所	関	南	校	슾	親	~ む 告 )	親	親	他	親	親	他	戚	人	人	他	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)
身体的虐待 (06)																																	
性 的 虐 待 (07)																																	
心理的虐待 (08)																																	
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) (09)																																	
計 (10)																																	

(3) (虐待相談の相談種別・主な虐待者)

		実	父	実父以外の 父 親	実	母	実母以外 の 母 親	その他	計
			(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)
身体的虐待	(11)								
性 的 虐 待	(12)								
心理的虐待	(13)								
保護の 記慢・ 担合 (ネグレクト)	(14)								
計	(15)								

(4) (被虐待者の年齢・相談種別)

						保護の							
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃	小田 四一	棄児	置き去り 児 童	容校·容園	保護者	以外の者によ	こる虐待	計
					等によるも の (再	怠慢·拒否		児 童	登校・登園 の禁止	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	
		(4)	(0)	(0)	掲)	(ネグレクト)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(10)
0歳	(16)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1歳	(17)												
2歳	(18)												
3歳	(19)												
4歳	(20)												
5歳	(21)												
6歳	(22)												
7歳	(23)												4
8歳	(24)												
9歳	(25)												
10歳	(26)												
11歳	(27)												
1 2歳	(28)												
13歳	(29)												
1 4歳	(30)												
1 5歳	(31)												
16歳	(32)												
17歳	(33)												
1 8歳	(34)												
計	(35)												
市町村と重複 (再													

(5) (児童虐待防止法関係)

		安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請	保 護 者 指導勧告	一時保護 · 施設措置等	親権喪失審判	親権停止 割	管理権喪失 審 判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報 の制限	接近禁止命令
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
件	数	(37)															

2 (親権・後見人関係)

	法第28条 第1項第1 号・第2号 による措	親権喪失 (	親権停止 新 収 ポ	管理権 喪の 求	親権 喪失消 の請求	親権停止 番判 が請求	管理権喪失 審判取消 ポ	後見人選任 の 請 求	後見人解任 の 請 求
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
請 求 件 数 (38)									
承 認 件 数 (39)									

			法第47条 第5項の報 告
			(10)
件	数	(40)	

•	(多) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	御口医	37777	
				家庭裁判所 告
				(1)
	件	数	(41)	

統計法に基づく 一般統計調査

### 第49の2 市町村における養護相談の理由別対応件数

(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)

都道府県	
指定都市	

(養護相談の理由)

(1)(0)	成儿儿的人	7/15	1H/								
				家出			傷病	家 族	環 境	その他	計
				(失踪を含む)	死 亡	離婚	(入院を含む)	虐待	その他	~ 07 1E	PΙ
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
面	接	岩	導 (01)								
そ	の	1	他 (02)								

「虐待(5)」の再掲 (1) (虐待相談の相談種別・経路)

	者	『道府県・指定	都市・中核	ħ	市	町	村	児童福祉施	設·指定発達:	支援医療機関	認	警	保健所及び	『医療機関	学	校	等	里	児の			3	家族			親	近	児	そ	
	児	福	保	そ	福	保	そ	保	児施	指医	定		保	医	幼	学	教	1	童仲		虐待者本人			虐待者以外			隣	盎		
	童	祉	健	_	祉	(埋む)			童	定発療		察		療			育		委介員を			2-			2-				Ø	計
	相談	事 ※	ン	0)	事 ※	ン	0)	育	福	達機	ک اد		熣	機	椎		一 姿等 目		<b>^含</b>	父朝	母朝	の	父報	母	の		知	本		1
	所	所	タ	他	所	タ」	他	所	祉設	文 援関	園	等	所	関	園	校	会	親	告じ	45%	15%	他	1,7%	1012	他	戚	人	人	他	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
身体的虐待(03)																														
性 的 虐 待 (04)																														
心理的虐待(05)																														
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)																														
計 (07)																														

(2) (虐待相談の相談種別・主な虐待者)

	実	父	実父以外の 父 親	実 母	実母以外の 母 親	その他	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
身体的虐待(	8)						
性的虐待《	9)						
心理的虐待()	0)						
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	1)						
計 (I	2)						

(4) (児童虐待防止法関係)

			安全確認件	送致件数	出頭要求等通 知件数
			(1)	(2)	(3)
件	数	(33)			

(3) (被虐待者の年齢・相談種別)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	日上の日都被	保護の	交协, 英国	<b>但</b>	以外の者によ	ス市法	ai
				恭力の日撃寺 によるもの (再規)	保 護 の 怠 慢・拒 否 (ネグレクト)	登校・登園 の禁止 (再掲)	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(円掲)	(再掲) (7)	(再掲) (8)	(再掲) (9)	(10)
0歳 (13)										
1歳 (14)										
2歳 (15)										
3歳 (16)										
4歳 (17)										
5歳 (18)										
6歳 (19)										
7歳 (20)										
8歳 (21)										
9歳 (22)										
10歳 (23)										
1 1歳 (24)										
12歳 (25)										
13歳 (26)										
14歳 (27)										
15歳 (28)										
16歳 (29)										
17歳 (30)										
18歳 (31)										
計 (32)										

	CTERIA		法第47条 第5項の報 告
			第5·夏0/報
件	数	(34)	(1)

## 第50 児童福祉施設・在所者

都道府県 指定都市 名 中 核 市

(児童福祉法)

平成

年度分報告

統計法に基づく国の 統計調査です。調査 悪情報の秘密の保護 に万全を期します。

	5 0	0		
--	-----	---	--	--

年 都道府県指定都市中核市

-			<b>是邮币平板币</b>		入所(生	 F度中)	退所(生	F度中)
			施設数	定員	措置人員	その他	措置人員	その他
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
   乳児院 [ 人員については欠   入所分を除く	豆期	公立 (01)						
チレグレドプレ 人所分を除く	ا	私立 (02)						
児 童 養 護 施	設	公立 (03)						
元 里 食 <b>茂 旭</b>	収	私立 (04)						
情緒障害児短期治療	公立 (05)							
	ル成	私立 (06)						
	入所	公立 (07)						
   児童自立支援施設		私立 (08)						
冗里日立文饭爬設 	通所	公立 (09)	( )					
		私立 (10)	( )					
児童	館	公立 (11)						
里	民日	私立 (12)						
児 童 遊	遠	公立 (13)						
光 里 姓	屋	私立 (14)			17			

年 度 末 在 籍 措 置 人 員 その他 (7) (8)		
人 員   その他		末在籍
	措置 人員	その他
		(8)

	年度中に在籍した実人員	公立 (15)
	平及中に仕組した夫人貝	私立 (16)
乳児院 (短期入所措置分)	年度中に在籍した者の延回数	公立 (17)
孔光院 (应则八州有巨万)	中及中に任辩した有の延回数	私立 (18)
	年度中に在籍した者の延日数	公立 (19)
	中及中に任緒した有の処日数	私立 (20)

### 記入要領

(1)、(2)が前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

- 1 (7)=「前年度分報告の(7)」+(3)-(5)
- 2 (8)=「前年度分報告の(8)」+(4)-(6)
- $3 \quad \lceil (1) \mathcal{O}(07), (08) \rfloor \ge \lceil (1) \mathcal{O}(09), (10) \rfloor$
- 4  $(15) \le (17) \le (19)$

- $5 \quad (16) \le (18) \le (20)$
- 6 (15)、(17)、(19)のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。
- 7 (16)、(18)、(20)のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。

統計法に基づく 一般統計調査

# 第52 助産施設・母子生活支援施設在所者



(児童福祉法)

 年
 都道府県・指定都市・中核市

 年
 度

 施設数定員

都道府県 指定都市 名 中 核 市

平成

年度分報告

									年	度	中	
			施	設 (1)	定	員 (2)	入 ("	所 3)	私的契約 入 所 (4)	退	所	私的契約 退 所 (6)
				(1)		(2)	(,	3)	(4)	(,	5)	(6)
助産	公立	(01)										
施設		人員										
	私立	(02)										
	八士	世 帯 数 (03)										
母子生 活支援	公立	人 員 (04)										
施設	利士	世 帯 数 (05)										
	私立	人 員 (06)										

年	度オ	卡 在 籍
入	所	私的契約
(7)		(8)

### 記入要領

(1)、(2)が前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

- 1 (7)=「前年度分報告の(7)」+(3)-(5)
- 2 (8)=「前年度分報告の(8)」+(4)-(6)
- $3 (03) \leq (04)$
- $4 (05) \leq (06)$

# 第54 保育所・在所者

(児童福祉法)

		540	
年	月	•	都道府県・指定都市・中核市

1 21	p	14 VC HP 11	-									
					初	目 在	E 籍		月	途	中	
	初日施設数	初日認可定員	初日利用定員	入所人員	措置人員	障 害 リ 受 入 人 貞 ( 再 掲 )	特 提 見 量 当 量 当 量 )	私的契約人員	入所人員	私的契約入所人員	退所人員	私的契約 退所人員
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
公立(01)												
私立(02)									•			

				初日。	入所	人員	į	年 齢	階 層		
		0	歳	1 • 2	2歳	3	歳	4歳以	上	計	
		(	1)	(2)		(3	3)	(4)		(5)	)
公立	(03)										
	保育短時間(再掲) (04)										
私立	(05)										
	保育短時間(再掲) (06)										



都道府県 指定都市 名 中 核 市

半成	牛		月分	報告
	月	*	在	籍

月 末	在 籍
入所人員	私的契約人員
(10)	(4.1)
(13)	(14)

542

# 第54の2 幼保連携型認定こども園・在所者

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

政府統計
統計法に基づく国の一般統計調査です。 調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

都道府県 指定都市 名 中 核 市

平成 年 月分報告

	1 /3/20 1	7
_		
	月 末	在 籍
	入所人員	私的契約人員
	(13)	(14)
]		

					初	日 在	籍		月	途	中	
	初日施設数	初日認可定員	初日利用定員	入所人員	措置人員	障 害 児 受 入 人 員 ( 再 掲 )	特 別 境 当 当 当 選 当 選 り	私的契約人員	入所人員	私的契約 入所人員	退所人員	私的契約 退所人員
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
公立(01)												
私立(02)												

			初日入所	人員	年 齢 階 層	
		0 歳	1・2歳	3 歳	4歳以上	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
公立(03)						
	保育短時間(再掲) (04)					
私立(05)						
	保育短時間(再掲) (06)					

都道府県・指定都市・中核市

# 第56 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)



(児童福祉法)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

		<u>中 1                                   </u>	
年	<b>5   6   0  </b>	平成	年度分報告

			前年度末現在 (1)	新規 (年度中)	取消 (年度中)	年度末現在 (4)
認	定 及	び 登 録 里 親 数(01)				
児	童が委託	; されている里親数(02)				
	* 本 田 如	登 録 里 親 数 (03)				
	養育里親	児童が委託されている里親数 (04)				
	専門里親	登 録 里 親 数(05)				
再	导门生税	児童が委託されている里親数 (06)				
掲	親族里親	認 定 里 親 数 (07)				
	祝 跃 生 祝	児童が委託されている里親数 (08)				
	養子 縁 組 紀 そ	認 定 里 親 数(09)				
	なることを希望する里親	児童が委託されている里親数 (10)				

	事業所数	定員	入所 (4	年度中)	退所(名	年度中)	年度末在籍	
	尹未別奴	上 上 上	措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
小規模住居型児童養育事業 (11)								

### 審查要領

上表

- 1 (1) = 「前年度分報告の(4)」
- 2 (4) = (1) + (2) (3)
- 3  $(0.1) \le (0.3) + (0.5) + (0.7) + (0.9)$ 
  - $(2)(02) \le (04) + (06) + (08) + (10)$

下表

- 4 (7) = 「前年度分報告の(7)」+(3)-(5)
- 5 (8) = 「前年度分報告の(8)」+(4)-(6)
- 6 (3) = 「第57の上表(06)の(4)」
- 7(5) = 「第57の上表(06)の(12)+(16)」
- 8 (7) = 「第57の上表(06)の(17)」

都道府県・指定都市・中核市

政府統計
差計法に基づく国の一個差計調査です。
調査票額棚の警密の保護に万全を舞します。

## 第57 里親及び小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) に委託されている児童

都道府県 指定都市 名

中	核	市		
平历	犮		年度分報告	

	新 規 又	は 措 ii れ た 児	置 変 更	により		措	置を	解 除	又は	変更	され	た児	童 数	( 年	度 中	)		年
	委託さ	れた児	童 数 ( 年	度中)				解			除			変			更	度
	児設 童か 福号 施託 (1)	家庭から受託 (2)	そ の 他 (3)	# <del> </del> (4)	保護の必要が (5)	普通養子縁組 (6)	特別養子縁組 (7)	海 年 (8)	進 (9)	死 亡 (10)	職 (11)	そ の 他 (12)	計 (13)	児童 福祉 施所 (14)	他 の 里 親 に託 (15)	そ の 他 (16)	計 (17)	度末現在委託児童数 (18)
里親に委託された児童 (01		(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)		(10)	(11)	(12)	(10)	(11)	(10)	(10)	(11)	(10)
養育里親に委託(02	)																	
里 親 専門里親に委託 (03 の された児童 (03																		
種 親族里親に委託 類になれた 児童(04																		
<ul><li>登子縁組によって養親となることを希望する (05 里親に委託された児童</li></ul>	)																	
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) に(06 委託 された児童	)							12										

				年 虧	诸 階 級 別	」 委 託 児	童数	(年度末	₹ )
				0歳	1~6歳 (2)	7~12 歳 (3)	13~15 歳 (4)	16歳 以上 (5)	計 (6)
H 4	現に委託されている児童	男	(07)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
生末	祝に安託されている 允里	女	(08)						
(H	養育里親に委託されて	いる児童	(09)						
(里親の	専門里親に委託されて	いる児童	(10)						
種類	親族里親に委託されて	いる児童	(11)						
別	養子縁組によって養親となる する 里 親 に 委 託 さ れ て		(12)						
	現模住居型児童養育事業 ファミリーホーム) に	男	(13)						
	託されている児童	女	(14)						

統計法に基づく 一般統計調査

# 第59 福祉事務所における処理



(児童福祉法)

 年
 都道府県・指定都市・中核市

都道府県 指定都市 名 中 核 市

平成 年度分報告

		処	理	件	数 (年	度中)		
知的障害者福祉司又は	施設	入 所	児童福祉法	旧李祖沙武。学	児童相談所の委 嘱による調査の	(4) ① 粉 目目 1 → ナ	141 3W PL =>	
社会福祉主事の指導	助 産 施 設	母 子 生 活 支 援 施 設	第22条・第23条 の報告又は通知	児童相談所へ送 致又は通知等	今マ	他の機関にあっせん・紹介	相談・助言 その他	**************************************
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)

			受	付付	経 路	別	処理	件	数 (年	度 中)		
発見	児童委員から通告	児童相談所 から送致 (法第26条第 1項第3号に よるもの	から委嘱	保健所から 通 知	警察関係から通告	その他都道 府県(指定 都市を含む。) 関係から通 告	市町村(指定 都市を除く。) から通告	学校から相談	家族・親せきから相談			計
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)

- 1 上表の(6)=下表の(4)
- 2 上表の(9)=下表の(13)

	(福祉行政	女報告例)	
	統計法に 一般統		
ĺ	610		

### 第61 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 (児童検集年当法)



那道府県 肯定都市 名 P 核 市 Z成 年 月分報告

	前月末現	在 認定請求書数 受付件数(月	受給資格者	者 認定件数 引 中)	却下件数	月末現在 未処理件数	現況・所得 件数 (月	状況届受付																								
	(1)	中)		支給停止者	(5)	(6)	受給者 (7)	支給停止者																								
都道府県・市等支給対象者 ((	1)																															
国支給対象者 ((	2)																															
	前月末現在							月中の異動									月末現在数															
		新規認定	è部支給停」	止が解除され	他の支給機		受	給	資 格						止になった	他の支給機 関が管轄す																
			停止から	全部支給 停止から 一部支給	の区域から	受給者が死亡した	対象児童 が死亡した	が18歳の 年度末に達	父又は母が 婚姻(事実 上の婚姻関 係を含む)	の状態でな	拘禁が終了	その他	#	全部支給か ら全部支給 停止	一部支給か ら全部支給 停止	る区域へ転出																
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	体を含む) した (9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)															
受給者数 都道府県·市等支給対象者 ((	3)			1.2	1-7	1-7			1.07	/	1227	(12)	12-2	(2.2)	1.2-7	,																
国支給対象者 ((	4)	$\overline{}$																														
全部支給 本人所得 ((	5)																															
停止者数 扶養義務者等所得 ((	6)																															
																$\prec \subset$				F現在受給者:	WL. W.											
								世帯類型別								対象児童と	の練柄別	_		·現任受紹石	取内訳  手当の支系	類型別					受給対	象児童数別			公的年金	0受給
				母子世帯	Tark at the second	T ob de sir sir sir	T				父子世帯		L ode ada on m		その他				- Water the	No otro de			In Litt									
	離婚	E別 母子世帯 その他	死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者世帯	遺集世帯	DV保護命 令世帯	生別 離婚	父子世帯 その他	死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者世帝	遺無世帯	DV保護命 令世帯	世帯	母	養育費 受領者数 (再掲)	×	養育費 受領者数 (再掲)	養育者	全部支給	養育費 受領者数 (再掲)	一部支給	養育費 受領者数 (再掲)	. 1人	2人	3人	4人	5人 (	6人以上员	支給有り	と紹な
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)
受給者数 都道府県·市等支給対象者((	7)			1.2	1-7	1-7				/	1/	,,							12.7		,	()		(==)	,	(==)						
国支給対象者 ((	8)							_	/	$\overline{}$		/																				
受給者数 都道府県・市等支給対象者 (() 国支給対象者	から全部3 (1) 9)	類型の変更 (月中 全部支給 支給 から一部支約 (2)	)	児童扶養手当	の受給の対象	となっているり	見童のうち18	歳の年度末を超	目える児童数 (	月末現在)(3	)									•	•	•			•	,						

(54	F等満了月を迎えた児童扶養手当	受給資格者(	養育者を除く	))													
		前日末現在	受給資格者数							月中の異動						月末現在受給	e 容 核 考 粉
		1997471V-561A	AMP III II M		正製素給停	転	入	転	出	一部支給停	一部支給停	受給資格喪	失者数	その他		7171530111.3211	H JAC III HI SAA
				月を が が が が が を 者 で を 者 で を 者 で を 者 を る る る る る る る る る る る る る	11. 目 90	受給資格者	数	受給資格者	飲	上から一部 支給停止適	上 適用 態 生						
			一部支給 停止者数 (再掲)	数			一部支給 停止者数 (再掲)		一部支給 停止者数 (再掲)	用除外	一部支給停外 止適用開 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	T	一部支給 停止者数 (再掲)		一部支給 停止者数 (再掲)		一部支給 停止者数 (再掲)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
受給資 者数(	格 都道府県・市等支給対象者 (11)													I			
育者を	除 国 支 給 対 象 者(12)											_					

# 第62 戦 傷 病 者 手 帳 交 付 台 帳 登 載 数



(戦傷病者特別援護法)

	6	2 0																								府県 名			<b>左</b>
年		复	都道	道 府	県		<u> </u>				<b></b>			属			準		軍	属			合		平成			計	年度分報告
	特項         2項症	3項                   	5項	7項症	款 症		7	計	特項               	3項                 	5項 	7項症		そ の 他	計	特項         2項症	3項	5項               	款症	その他	計	特項 - 2項症	3項                   	5項             	7項症	款症	目症	そ の 他	<del>3 </del> -
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)
視覚障害(01)																													
聴覚障害(02)																													
言語機能 (03)障害																													
し 体 不自由(04)																													
中枢神経機能障害(05)																													
その他(06)																													
計 (07)																													

(福祉行政報告例) 統計法に基づく 一般統計調查

## 第63 戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当受給者数 並びに更生医療給付決定件数



		,	6	3	0				
Ī	年					都	道	府	県

(戦傷病者特別援護法)

都道府県 名

平成

年度分報告

					前年	度末患	者 数			年	度	中 身	異 動	状	況			左麻	+ <b>+</b>	±z
					133 1	X /1 /2		新	規患者	<b>*</b> 数	変更思	患者 数	減	少	患	者	数		末患	者 数
					指定医 療機関	一般医療機関	計	新規	転 入	計	入院外か ら 入 院	入院から 入院 外	治ゆ	中 断	死 亡	転 出	計	指定医 療機関	一般医 療機関	計
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
入	結		核	(01)																
	精	神	病	(02)																
	そ	の	他	(03)																
院		計		(04)																
入	結		核	(05)																
院	精	神	病	(06)																
	そ	の	他	(07)																
外		計		(08)																
	結		核	(09)																
計	精	神	病	(10)																
Ħ	そ	の	他	(11)																
		計		(12)																
法附具	則第11	項入	院	(13)																
i (	則第11 当 再掲)	入	院外	(14)																

更 生 医 療 (16)

給付決定件数

療養手当受給者数 (15) (年度末現在)

法附則第11項該当者のうち、新たに戦傷病者手帳を交付した場合は、その旨を欄外に注記すること。

- 1 (1)=「前年度分報告の(14)」 (2)=「前年度分報告の(15)」 (3)=「前年度分報告の(16)」
- 2 (16)の表側の入院、法附則第11項該当者の入院欄=(3)+(6)+(7)-(8)-(13)
- 3 (16)の表側の入院外、法附則第11項該当者の入院外欄=(3)+(6)-(7)+(8)-(13)
- 4 (16)の表側の計欄=(3)+(6)-(13)

## 第64 戦傷病者の補装具支給及び修理

統計法に基づく 一般統計調査

(戦傷病者特別援護法)

-Fi
政府統計
統計法に基づく国の一般統計調査です。 調査豊情報の秘密の保護に万全を抑します。

640	
年	都道府県

 都道府県
 名

 平成
 年度分報告

				į į	給	值	Ę J	里
			請求件数	決 定 件 数	金額	請求件数	決 定 件 数	金額
			(1)	(2)	(3) (千円)	(4)	(5)	(6) (千円)
義   肢	義手	(01)						
3X //X	義足	(02)						
装	具	(03)						
座位保持	装置	(04)						
盲人安全	こつえ	(05)						
義	眼	(06)						
眼	鏡	(07)						
補 聴	器	(08)						
車 椅	子	(09)						
電 動 車	椅 子	(10)						
座位保持	<b>静</b> 子	(11)						
起 立 保	持 具	(12)						
歩 行	器	(13)				•		
頭 部 保	持 具	(14)						
排 便 補	助具	(15)						
歩 行 補 助		(16)						
重度障害意志伝達	F 者 用	(17)						
そ の	他	(18)						
計		(19)						

# 第65 戦傷病者乗車券引換証受給者数



(戦傷病者特別援護法)

;	6	5 0										都道府県	名	
年	0	都	道 店	F 県								平成		年度分報告
	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第 四 項 症	第 五 項 症	第 六 項 症	第 一 款 症	第二款症	第 三 款 症	第四款症	第 五 款 症	目症	n <del>i i</del>
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
甲 種(01)														
乙 種(02)														
甲種・乙種(03)														

統計法に基づく

一般統計調査

## 第66 給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)



都道府県 指定都市 名

中核市

平成

年

月分報告

660

年 月 都道府県・指定都市・中核市

	給付金世帯数・人員(	(実数) (月中)	給 付	金の種	類 (	月 中)	
	現に給付を受けたもの給	付金支給停止中のもの 生活支 給	支援 住宅支援 介 付 給 付 給	介護支援 合 付 医療支援給付	. 出産支援 給 付	生業支援	計
	うち配偶者 支援金 (再掲)	うち配偶者 支援金 (再掲)		入院入	<b>完外</b>		
	(1) (2)	(3) (4) (5)	(6)	(7) (8) (	9) (10)	(11) (12)	(13)
世 帯 数 (01)							
人 員 (02)							
日本の国籍を 有しないもの (再掲) (03)							

統計法に基づく 一般統計調査

# 第67 給付の開始・廃止及び変更

政府統計 総計知と考づ、国の一般終計側面です。 関連書権権の秘密の 保細に万全を期しま

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

670

年 表 都道府県・指定都市・中核市

都道府県

指定都市 名

<u>中核市</u> 平成

成 年度分報告

						給	付	金支約	開始	給付	金支給	廃 止	給付金	支給変更
			申請件数	申請取下 げ件数	申請却下 件数	決	定	転入(再掲)	職権給付(再掲)	決 定	一時的支 援給付 (再掲)	転出 (再掲)	増	減
			(1)	(2)	(3)	(4	)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
世帯	数	(01)												
人	員	(02)												

## 第68 性・年齢階級別被給付人員

政府統計 総計域に基づく図の一般計画をです。 調査指揮を必要の管理に対象を関します。

統計法に基づく 一般統計調査

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県 指定都市 名

中核市

平成 年度分報告

	680	
年	都道府県・指定都市・中核市	

			本 人			配偶者		うち配行	偶者支援金を受け	たもの
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	45 歳 未 満 (01)									
	$45 \sim 49  (02)$									
	$50 \sim 54  (03)$									
	$55 \sim 59 (04)$									
年齢階級	$60 \sim 64 (05)$									
	$65 \sim 69 (06)$									
	$70 \sim 74 (07)$									
	$75 \sim 79 (08)$									
	$80 \sim 84 (09)$									
	85 ~ 89 <sub>(10)</sub>						·		_	
	90 歳 以 上 (11)				,					
	計 (12)									

# 第69 医療支援給付人員



(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

都道府県 指定都市 名 中核市 平成 年度分報告

	年	6	9	都道	〕府県・指定	都市・中核	市									
			入			院		(	年	度	末	現	在	)		
	医	療	支	援	給	付	単	給								
E	医療支援給	付単給	のみ	_	の 他 注 者 日 用品 む)		単 給 」支援給付		計		医療支持	爰給付	併給		計	介護老人保領 施設入所者
	精神病	その	)他	精	神病	そ(	の他			米	青神病	Ž	その他			(再掲)
	(1)	(2	2)	(	(3)	(	4)		(5)		(6)		(7)		(8)	(9)

	入	院	5	<b>/</b>	( 年 度	走 末 琲	<b>.</b> 在 )	
医	療 支	援 給	付単	給				
医療支援給	療支援給付単給のみ その他 (一時的支援統		の 単 給合付等を含む)	計	医療支援	給付併給	計	訪問看護利 用 者
精神病	その他	精神病	その他		精神病	その他		(再掲)
(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)

- 「入院医療支援給付単給のみ(1)+(2)」+「入院その他の単給(3)+(4)」=「入院医療支援給付単給の計(5)」
- 「入院医療支援給付単給の計(5)」 + 「入院医療支援給付併給(6)+(7)」 = 「入院の計(8)」
- 「入院の計(8)」≧「介護老人保健施設入所者(再掲)(9)」
- 「入院外医療支援給付単給のみ(10)+(11)」+「入院外その他の単給(12)+(13)」=「入院外医療支援給付単給の計(14)」
- 「入院外医療支援給付単給の計(14)」+「入院外医療支援給付併給(15)+(16)」=「入院外の計(17)」
- 「入院外の計(17)」≧「訪問看護利用者(再掲)(18)」
- 「医療支援給付単給の計(5)+(14)」≧「第71の(再掲)医療支援給付単給(5)の計(07)+(11)の計(07)」

# 第70 介護支援給付人員



(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県 指定都市 名 中核市

平成 年度分報告

	'	1		7	0	0				
ı		1	:		!	!		!	!	!
	年						都道府	具・指5	さ都市・	中核市

	施	設	介	護	(	年	度	末	現	在	)	
			介護	支援給	付単約	ì					介護支援給付併給	
		支援給付 合のみ	(日常	の他の 生活費 給付等を	·一時的		計			接給付のみ	その他の併給	計
	(	1)		(2)			(3)		( /	1)	(5)	(6)
介護老人福祉施設 (01)												
介護老人保健施設 (02)												
介護療養型医療施設 (03)												
地域密着型介護 (04) 老人福祉施設												

			居	宅	介	護	•	介	護	予	防	(	年	度	末	現	在	)		
								介護支	<b>泛援給付</b>	寸単給						介護支	<b>泛接給</b> 作	寸併給		
						支援給( 給のみ	寸		つ他の耳 的支援約 )			計		介護支持 併給(		70	の他の伊	<b>弁給</b>	į	計
					(	1)			(2)		(	3)		(4	)		(5)		(	6)
居	宅	介	護	(05)																
介	護	予	防	(06)																

審查要領

1 (3) = 各表側の(1)+(2) 2 (6) = 各表側の(4)+(5)

統計法に基づく 一般統計調査

# 第71 世帯の労働力類型別被給付世帯数



(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県 指定都市 名 中核市

平成

年度分報告

	7	1	0			
在				都道府世	1. 指定	都市・ 山核市

									現	に給付	金を受	けた世	带数	(年度 )	末 現 在 )	)		
								単 貞	r 者 †	世 帯			2 Д	、以上	· 0 ‡	世帯		計
							高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の 世 帯	(再掲) 医療 支援給付単給	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の 世 帯	(再掲) 医療 支援給付単給	$(1) \sim (4)$ $(6) \sim (10)$
							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
い世る帯	常	用	勤	労	者	(01)												
世帯主が働い	日	雇	労	働	者	(02)												
働いて	内		職		者	(03)												
て		の他																
世,世,	带主 带員	は働いが働い	ハて い	ハない ハる‡	いが 世帯	(05)												
働い	ハて	いる者	のい	ない†	世帯	(06)												
			計			(07)												

- 1 計(12) = 各表側の「単身者世帯(1)+(2)+(3)+(4)」+「2人以上の世帯(6)+(7)+(8)+(9)+(10)」
- 2 計(07) = 各表頭の(01)+(02)+(03)+(04)+(05)+(06)

統計法に基づく 一般統計調査

# 第72 医療費の審査及び決定



(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

平成 年度分報告

	'	7	2	0				
ALT:					報道(百)	H . 164	之奴古.	市技士

				知	1	事	審	査	結	·	果	
	基金審	査 結 果		知	事	決	定		再審	査 請 求	そ	の他
			支 払	確 定	増	額	減	額	一	工 胡 水	٠,	
		金 額(2)(千円)	件 数 (3)	金 額(4)(千円)	件 数 (5)	金 額(6)(千円)	件 数 (7)	金 額 (8) (千円)	件 数 (9)	金 額 (10)(千円)	件 数 (11)	金 額 (12) (千円)
一 般 入院(01)												
診療 入院外 (02)												
歯 科 診 療(03)												
計 (04)												

- 1 基金審査結果件数(1) = 支払確定件数(3) + 再審査請求件数(9) + その他件数(11)
- 2 基金審査結果金額(2) = 支払確定金額(4) 増額金額(6) + 減額金額(8) + 再審査請求金額(10) + その他金額(12)

統計法に基づく 一般統計調査

# 第73 医療支援給付実施状況



(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

平成 ~ 年度分報告

		入 退	院	患者	数数	(年	度 中)	
	7	院	惠 者	数		退院	患者	数
		給 付 金	の変更			給 付 金	の変更	
	給付金の開始	入院外医療支 援給付を受け ていたもの	その他	計	給付金の廃止	入院外医療支 援給付を受け るもの	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
精 神 病 (01)								
その他 (02)								
計 (03)								

- 1 入院患者数計(4) = 各表側の(1)+(2)+(3)
- 2 退院患者数計(8) = 各表側の(5)+(6)+(7)
- 3 各表頭の計(03) = 各表頭の(01)+(02)
- 4 入院患者数の給付金の開始(1)の計(03) ≤ 第67の給付金支給開始決定(4)の人員(02)
- 5 退院患者数の給付金の廃止(5)の計(03) ≦ 第67の給付金支給廃止決定(7)の人員(02)